



平日は午後6時30分まで開館しています

6・7・8月は平日の開館時間を30分延長しています
仕事帰りにぜひ図書館を利用してください

◆新着・おすすめの本◆

◆ネコに金星

岩合 光昭

世界各地の野生動物の姿を撮り続けている岩合光昭さん。日本のネコの姿を求める旅をして10年になるそうです。ネコの魅力にこころとやられてしまつという岩合さんが、訪れた町で暮らすネコたちの自然な姿をとらえた写真集です。かわいいネコに癒されること間違いなしの1冊です。他に『そつとネコ』ほけもありです。

◆るるぶ金沢能登加賀.09

JTBパブリッシング

あっちもこっちも行きたい！
そんな人に、一日間の金沢クルー

休館日のご案内

6月

2日(月)・9日(月)・16日(月)
23日(月)・30日(月)

開館時間

平日 9:30~18:30
土・日・祝 9:30~17:00

お問い合わせ

志賀町立図書館 ☎32-1740
志賀町立富来図書館 ☎42-2777

◆新着の本◆
○ブルーベリー 重松 清
○サウスポイント よしもと ばなな
○恋する力 藤本 ひとみ
○その時までサヨナラ 山田 悠介

○青の懺悔 堂場 瞬一
○芝浜謎斬 愛川 晶
○あばやん 新野 剛志
○熟年革命 渡辺 淳一
○クロニクル千古の間4 ミシェル・ペイヴァー

志賀町立図書館

●おはなし会

日時：6月4日(水)・18日(水)

午後4時から

場所：1階・絵本コーナー

●ボランテアおはなし会

日時：6月14日(土)・28日(土)

午後2時から

場所：1階・絵本コーナー

志賀町立富来図書館

●ハウルのお話し会

日時：6月25日(水)

午後3時30分から

場所：富来放課後児童クラブ

日時：6月27日(金)

午後2時から

場所：ますほの里

●富来図書館からのお願い

池波正太郎の文庫本を寄贈して下さる方を探しています。富来図書館まで一報ください。



6月	コース	場所・時間
3日(火)	西海 西浦	① 前浜バス停前 13:30
		② 笹波バス停 13:40
		③ のぞみの里 13:50
		④ 赤崎作業場前 14:00
		⑤ 西海長畑商店前 14:30
4日(水)	富来	① すみれ作業所 13:30
		② 富来病院 14:00
11日(水)	熊野 福浦	① 熊野多目的集会場 13:30
		② 福浦郵便局前 14:00
12日(木)		はまなす園 14:00
13日(金)	稗造	有縁の荘 14:00
		① 東小室バス停 13:20
17日(火)		② 鶴野屋バス停 13:50
		志賀町デイサービスセンター 14:00
18日(水)	保育所	① とぎ保育園 14:40
		② ますほ保育園 15:00
24日(火)	東増穂	① 八幡公民館 13:10
		② アイリス(老保) 13:30
		③ ますほの里(特養) 14:10
25日(水)	西増穂	① 大福寺干場商店前 13:10
		② 稲敷集会場 13:30
		③ 西増穂郵便局 13:40
		④ はまなす園デイサービスセンター 13:50
		⑤ とぎ地域福祉センター 14:10
26日(木)		はまなす園 14:00
7月 1日(火)	西海 西浦	① 前浜バス停前 13:30
		② 笹波バス停 13:40
		③ のぞみの里 13:50
		④ 赤崎作業場前 14:00
		⑤ 西海長畑商店前 14:30
2日(水)	富来	① すみれ作業所 13:30
		② 富来病院 14:00

志賀町立図書館 展示ホール

郷土の歌人 岡部 文夫

～生誕百年記念企画展示～

岡部文夫の生誕百年を記念して、歌集や写真パネルなどで生涯を振り返る企画展を開催中です。ぜひご来館ください。



作って遊ぼう(紙パズル)

4枚の折り紙を使って紙パズルを作って遊びました。折り紙を折りたたむことで内側と外側がいかかわる紙パズルの謎解きは難しく、子どもたちは悪戦苦闘。「わからん」「できん」と言いながらも、柔軟な発想と推理力でなんとかクリア。変身紙パズルは子どもたちに発想の転換



●志賀町児童館

☎ 32-1724



休館日

6月15日(日)

クッキング

と、知恵を働かせることの大切さを教えてくれたようです。



4月のクッキングはおやつとして人気の「お花見ボーロ」を作りました。高学年の子が小麦粉等の材料を混ぜたりちぎったりし、低学年の子が手のひらで

サツマイモの苗を植える

生地をころころ丸めます。大きさは少々不揃いですが丸くてサクサクとした食感のボーロが完成。桜の花を添え、春らしく優しい味のおやつになりました。



5月7日(水) 児童館裏の畑に豊作を夢みてサツマイモの苗を植えました。「サツマイモの苗はねかせて植え、やさしく土をかけてね」というアドバイスの後、子どもたちは5月の風をうけながら「葉っぱからイモになるが」と一本一本丁寧に植えていきます。秋の芋掘りも体験してほしいものです。

児童館で遊ぼう

児童館で子どもたちは地域や年齢の異なる友だちと一緒にドッチボール、バドミントン、



卓球、折り紙などをしながら自由に楽しく過ごしています。ボールやおもちゃ、本、ビデオなどもたくさんあります。幼児から大人まで地域の憩いの場、交流の場として児童館をご利用ください。

お知らせ

手形・足形づくり(壁掛け)

かわいいお子さんの成長の記録を手形・足形として残しませんか。児童館では2歳までのお子さんを対象に焼きももの手形・足形づくりを年2回行います。一回目は6月4日(水)10時から児童館にて。柔らかい粘土の上に手や足を置くだけです。気軽にお願いください。

6月の行事予定

- 6月 4日(水) 手形・足形づくり 10:00~事前申し込み必要(15名限定)
- 6月 8日(日) チャレンジ志賀教室 13:30~(紙飛行機等)
- 6月14日(土) 移動児童館(富来活性化センター) 10:00~
- 6月22日(日) バドミントンクラブ 13:30~
- 6月29日(日) 子どもクッキング(カラフルフルーツポンチ) 13:30~

★申し込み、お問い合わせは 志賀町児童館まで TEL 32-1724

移動児童館

今月の移動児童館は富来地域です。6月14日(土)10時から富来公民館にて。牛乳パックでオリジナルのキュービックパズルを作ります。また、友だちと一緒にゲーム遊びも予定しています。多数参加ください。

借地・借家を巡る諸問題(その7)

Q1：浴槽や洗面設備の修理費用は家主に請求できるでしょうか。

A：賃借人が、借家について本来は家主が負担すべき必要費を支出した場合は、家主に対してただちに必要費の償還を請求することができます。「必要費」とは、借家の原状を維持したり原状を回復するための費用のほか、通常の利用に適する状態に保つための費用や、法令で義務づけられた排水・防火施設などの設備費用などを含みます。浴槽や洗面設備などが壊れてこれを修理した費用は、通常は必要費に当たりますから、家主に対してただちに支払うように請求することができます。

Q2：建物の賃借人ですが、庭で家庭菜園などを始めてよいでしょうか。

A：賃借人が建物に居住するためには、当然、建物の敷地も利用せざるをえません。そこで、賃借人は、建物を利用するために必要な範囲で敷地を利用することができ、賃借人は、土地を賃借したわけではありませんが、建物を利用するためには当然に敷地の利用がともなうので、その範囲内で敷地も利用することができるというわけです。そして、一戸建ての場合は、その建物の周囲の敷地は建物の利用上必要ですから、当然利用できます。また、その建物に付属する庭は通常の用法にしたがって利用することができますので、庭を家庭菜園に利用することも許されるでしょう。

Q3：住宅用として賃借した土地に、営業目的の建物を建てられるでしょうか。

A：借地契約で、「賃借人が建てる建物は住宅(居住用)とする」という特約に合意した賃借人が営業目的の建物を建築したら、契約違反であるのは明白です。とくに、近隣が住宅地で、その営業用建物を建てることで環境が悪化する場

合ならば、地主は、契約違反を理由として契約の解除をすべきだと考えるでしょう。この場合は、契約に反する行為を賃借人が行っているのですから、地主としては、工事前や工事中であれば、契約の本旨にしたがってただちに工事を中止するよう賃借人に要求することができます。

Q4：賃借人が立てた建物の種類・構造が契約違反だった場合は、どうなりますか。

A：たとえば、契約書に木造の住宅を建てるという特約があるにもかかわらず、賃借人が鉄筋コンクリート造にしたとしたらどうでしょうか。

この場合、契約違反がありますので、違反行為を中止するように求めることはできますが、契約違反を理由に契約を解除できるかは、結局、信頼関係の破綻があるかどうかで決まってくる。とくに、土地の賃貸借契約においては、地主は土地を貸しているのだから、本来的にはその上に建つ建物の利用は賃借人の自由ゆだねられるとされています。したがって、建物の問題で土地の賃貸借契約自体を解除するには、かなりの理由が必要で、一般的には土地の賃貸借契約を解除できるだけの「信頼関係の破綻」に至っているとされるケースはあまり多くないようです。

Q5：賃借人が借地の用途・条件の変更を申し出たとき、承諾料を請求できるでしょうか。

A：借地契約に「木造建物」という特約があるにもかかわらず、賃借人が鉄筋コンクリートの建物にしたいとか、建物の使用目的を住宅用から営業用に変更したいと申し出る場合があります。賃借人にとっては、このような変更により、前者の例では建物の朽廃による借地権の消滅から免れることができ、借地期間も長くなります。また、後者の

例では営業上の収入が上がるため、利益を得ることになります。一方、地主にとっては借地の返還時期が延びることになり、建物の買取り請求をされたときの負担が増大するという結果になりますので、不利益が生じます。そこで右のような賃借人の利益、地主の不利益を調整して、円満に用途・条件変更を合意するために、賃借人が承諾料を支払う、という方法が認められています。したがって、賃借人から申出のあった条件変更を認める代償として、地主は賃借人に対して承諾料を請求することができます。

Q6：借地契約書の中の「増改築禁止」の特約は有効でしょうか。

A：本来、借地上にある建物については所有者である賃借人は自由に増改築できるはずですが、ところが、地主側からみると、賃借人が建物の増改築を行うことによって、(1)建物の寿命が延び、法定更新などによる借地権の期間が延び、(2)建物の価値が増加するため、賃貸借が終了した場合に賃借人から地主に対して建物の買取り請求がなされたときの支払代金が高くなる、などの不利益が発生します。そのため、建物に関する増改築禁止の特約を結ぶことが多く、不利益を補うためにこの特約は有効、と考えるのが一般的と言えるでしょう。

「増改築禁止」の特約は有効ですが、賃借人がその特約を無視して増改築したとしても、すべての場合に特約違反による契約解除が認められるわけではありません。裁判所は、賃借人が地主との信頼関係を破壊したかどうかで、解除が有効かどうかを判断しますから、特約違反はその判断の一事由となるにすぎないのです。

Q7：借地上の建物の増改築を賃借人が、地主の許可なく行った場合どうなりますか。

A：賃貸借契約書の中に「増改築禁止」の特約がない場合は、賃借人は、自分の所有する建物については、原則として自由に増改築することができます。

で、地主から許可を得る必要はありません。「増改築禁止」の特約があり、しかも地主の許可が得られないけれども賃借人がどうしても増改築をする必要があると思うときは、地主の承諾に代わる裁判所の許可の手続きを利用する方法があります。裁判所の許可の手続きとは、(1)増改築禁止の特約がある、(2)利用上相当な増改築である、(3)地主との話し合いができなかった、というような場合に、賃借人が増改築工着手前に裁判所に申し立てる手続きです。裁判所は、双方の言い分を聞いた上で、借地条件(たとえば地代)を変更したり、地主に承諾料を支払うことと引き換えに増改築を認めるといった解決のしかたをすることになりますので、賃借人としては大いに利用すべきでしょう。

Q8：賃借人から増改築の許可を求められた場合の対応の仕方について教えてください。

A：賃借人から、借地上にある建物の増改築の許可を求められたら、地主としては、どのような増改築をするのか、増改築の理由(建物の構造、高さなど)を賃借人から聞くべきです。そして、その増改築が土地の利用上相当なものかどうか、周囲への悪影響がないかどうかなどを検討して許可をすることが判断できればよいわけです。つまり、増改築を必ず許可しなければならないというような義務は、地主にはないのです。賃借人の増改築を認める代わりに、地主側から条件をつけることもできます。その条件として一般に多く見受けられるのは次のようなものです。

①増改築の内容を一部変更してもらう、
②増改築と引き換えに地代の値上げをするなど、借地契約の条件変更をする、
③相応の承諾料を支払ってもらう。また、①②③単独の条件ではなく、それらを組み合わせたもの(たとえば、増改築の内容を一部変更し、しかも相当の承諾料を払ってもらうこと)を条件とすることも可能です。

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなる法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

平成20年度 個人住民税(町・県民税)の主な改正点

1. 地震保険料控除の創設

損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

控 除 内 容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の2分の1	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに契約した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合(同一契約ではどちらか一方) 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

2. 老年者非課税措置廃止に伴う経過措置の終了

平成17年1月1日において65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた減額措置がなくなり、本来の税額で課税されます。

	所 得 割	均 等 割
平成19年度	本来の税額の2/3で課税	2,900円
平成20年度	本来の税額	4,500円

3. 住民税における住宅ローン控除の創設

税源移譲により、所得税が減額となったため、所得税から住宅ローン控除額を引ききれない場合、所得税から控除しきれなかった額を翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

次の条件を満たす方が対象

- 平成11年から平成18年末までに入居し、住宅ローン控除を受けている方で所得税額から控除しきれなかった額がある方
- 申告期限までに役場税務課又は税務署へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出された方

4. 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、すでに納付済の平成19年度住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

次の条件を満たす方が対象

- 平成19年度住民税が課税されており、退職等により平成19年分の所得税がかからなくなった方
- 平成20年7月1日～31日の間に、平成19年1月1日現在お住まいの市区町村に「減額申告書」を提出していただいた方

※ 期間内に「減額申告書」を提出しなかった場合は、経過措置の適用を受けることができません。

●●●● 平成20年度個人住民税(普通徴収)の納期 ●●●●

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	6月30日	9月1日	10月31日	2月2日

詳しくは、志賀町役場税務課(TEL 32-9142)までお問い合わせください。